

進路だより(4月号)

新入生・在校生の保護者の皆様、お子様の御入学・御進級おめでとうございます。今年度から進路を担当します石塚と申します。分からないこともたくさんありますが、私自身、たくさんのことを学んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年度も「進路だより」を通して進路に関する様々な情報を発信していきたいと思っています。書面だけでは分かりづらいことが多々あるかと思しますので、何かありましたらいつでも気軽にお声掛けください。第1号となる4月の進路だよりでは、令和7年10月からスタートした「就労選択支援制度」について、今後の進路だよりについてお伝えしたいと思います。

就労選択支援制度とは



概要	<ul style="list-style-type: none">・就労先や働き方についてより良い選択ができるようになるためのもの・本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの・本人の自己決定の尊重及び意思決定の支援につながるもの
内容	<ul style="list-style-type: none">①専門的な研修を修了した支援員によるアセスメントの実施<ul style="list-style-type: none">・聞き取りや作業場面の観察等が行われる。・2週間程度を想定されているが、個々の状況に応じて、5日間程度の短期間実施も可能である。②多機関連携によるケース会議<ul style="list-style-type: none">・利用者が希望する就労に向けた支援の方向性等について検討が行われる。・アセスメントを実施した支援員、本人、保護者、相談支援事業所、学校などが出席する。③ケース会議での内容の有効活用<ul style="list-style-type: none">・現場実習の事後学習や進路相談等で取り扱い、より良い進路選択につなげる。
その他	<ul style="list-style-type: none">・就労継続支援B型は、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となっている。・令和9年4月以降は新たに、「就労継続支援A型を利用予定の者も対象」などが予定されているが、詳細については令和9年4月以降決定する。

※厚生労働省「特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて」参照

進路だよりで知りたいこと



「卒業後のことが不安」「様々な制度について知りたい」など、不安なことや進路について知りたい情報は様々だと思います。私自身も分からないことがまだまだたくさんあります。進路だよりでそのような疑問点に少しでも多く答えられると嬉しく思います。

今年度も、保護者の皆様から“生の声”をたくさんいただきながら学校・家庭・外部機関の三者で「進路だより」を構成していきたいと思っています。改めまして今年度もよろしくお願いいたします。

右の二次元コードから、「進路だよりで知りたいこと」について、アンケートの御回答をお願いします。締切りはありません。たくさんアイデアをお待ちしています。

